

香南市とこうち生活協同組合との包括連携に関する協定書

香南市（以下「甲」という。）とこうち生活協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、それぞれの保有する資源を有効に活用し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について、相互に協力・連携する。

なお、連携事項に係る具体的な取組内容は別紙のとおりとする。

- （1）市政情報発信に関すること
- （2）市民生活の安全・安心に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）子育て支援に関すること
- （5）地産地消推進に関すること
- （6）市民活動の推進に関すること
- （7）その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議のうえ、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議のうえ、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年9月29日

甲 高知県香南市野市町西野2706番地

香南市

香南市長

濱田 豪太

乙 高知県高知市薊野中町16番8号

こうち生活協同組合

理事長

佐竹 一夫